

出 契 第 6 7 7 号  
平成18年10月 6日

建設工事競争入札参加登録事業者 各 位

宮 城 県 出 納 局 長  
( 公 印 省 略 )

平成19・20年度建設工事競争入札参加登録に係る申請受付  
について (通知)

日ごろ、入札・契約制度の運営については、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、このことについては、下記のとおりですので登録を希望される方は申請願います。

また、申請の受付につきましては、土木部事業管理課で実施する経営事項審査と同じ会場で行いますが、経営事項審査を既に受審されている方についても受付を行います。

なお、平成19年度からは電子入札が全面導入される予定であることから、登録事業者はインターネット環境にあることが前提となるため、平成19年に実施する中間年の見直し資料の提出からは、文書による案内を送付しませんので承知願うとともに、今後については、適宜、契約課ホームページを確認してください。

～ 省 略 ～

### 入札参加登録申請を行う事業者の方へ

～ 省 略 ～

#### ○ 『新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格審査の再評価に関する特例要領』の改正について(宮城県内に本社(店)を有する者に限る)

平成17年4月1日より、当該特例要領を施行しておりますが、平成19年4月1日より一部改正するため承知願います。

##### 改正点)

現行制度では、新分野進出を行った日の属する年度の初日から起算して3年未満の期間については、総合評点に15%に相当する点数を加算し、3年以上5年未満の期間については、総合評点に10%に相当する点数を加算し再格付けしているが、平成19年4月1日から、土木一式工事・水道施設工事・建築一式工事・鋼構造物工事・しゅんせつ工事・ほ装工事の6工事について、最上位等級の技術者要件(例：土木一式工事であれば1級技術者11人以上)に満たない場合は、再評価後の総合評点が950点以上であっても最上位等級に格付けしないこととしたので、承知願います。

例) 土木一式工事 総合評点840点 1級技術者数10人の事業者が認定された場合  
(新分野事業へ進出し3年未満の事業者)

840点 \* 1.15 = 966点となるが、最上位等級の技術者要件11人に満たないことから、総合評点966点・A等級の事業者として新分野認定するもの。